

河川整備基本方針

国が策定 H24.11

- 内容
 - 基本方針
 - 基本高水，計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

河川審議会
(一級河川)
都道府県河川審議会
(二級河川)
※都道府県河川
審議会がある場合

意見

河川整備基本方針
の決定・公表

河川整備計画

- 内容
 - 河川整備の目標
 - 河川工事，河川の維持の内容

河川整備計画の
原案の作成

意見

学識経験者

意見

公聴会の開催など
による住民意見の
反映

河川整備計画の
案の決定

意見

地方公共団体の長

河川整備計画の
決定・公表

資料1

第1回河川整備学識経験者懇談会 (平成25年11月)

- 五間堀川圏域，増田川圏域の現状と課題
- 五間堀川圏域，増田川圏域の目標に関する事項
(災害，適正利用，流水，環境)

第2回河川整備学識経験者懇談会 (平成25年12月予定)

- 五間堀川圏域，増田川圏域の河川の整備の実施に関する事項
(河川整備事業メニュー)
- 五間堀川圏域，増田川圏域河川整備計画(素案)

第3回河川整備学識経験者懇談会 (平成26年2月予定)

- 住民意見などの計画への反映状況
- 五間堀川圏域，増田川圏域河川整備計画(案)

計画に位置付ける河川工事などの必要性及び治水や環境上の課題などが客観的に明らかになり，地域住民などの理解につながる。

河川整備学識経験者懇談会への検討依頼事項

河川整備計画の案の作成段階において、第三者的な立場から、計画の内容について、専門的見地から評価し、必要に応じて意見提出を行うこと。

河川整備学識経験者懇談会は、下記事項について検討を行い、各流域ブロック毎の河川整備計画について、意見提出及び評価を行う。

委員の専門とする専門分野での知見をもとに、当該河川の具体的な工事などについて定める河川整備計画について、専門的見地から評価し、必要に応じて検討内容の追加・修正を行う。

- 河川整備計画の目標に関する事項
 - ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関すること
 - ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関すること
 - ・ 河川環境の整備と保全に関すること

- 河川の整備の実施に関する事項